

指定車を使用した場合の旅費算定に関する申合せ

平成28年4月1日制定

(趣旨)

第1 鹿児島工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教職員が指定車を使用する場合の取り扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員等の自家用自動車の業務使用に関する取扱要項(以下「機構取扱要項」という。)及び鹿児島工業高等専門学校教職員の自家用自動車の業務使用に関する規則(平成28年4月1日制定)に基づいて定められている。

機構取扱要項では、「要項に定めのないものは独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則によるものとする」と記述されているが、旅費算定業務をより円滑に行うために以下のとおり処理する。

(往路の出発地、帰路の到着地について)

第2 指定車は公用車が使用できない場合にその代わりとして使用することに鑑み、往路の出発地、帰路の到着地は、本校を原則とする。

2 用務地への距離が、本校より居所(自宅住所)の方が近い場合には、経済的合理性の観点から、居所(自宅住所)を往路の出発地及び帰路の到着地とする。

(本校から用務地へ出発する場合及び用務終了後に本校での業務に戻る場合は、出発地及び到着地は本校とする。)

(高速道路(有料道路を含む)の利用区間算定について)

第3 高速道路等(有料道路を含む)を利用した場合に支給する高速道路料金については、実際の高速道路利用区間が、認定された旅行行程と異なる場合は、認定された旅行行程の範囲内で支給する。

(旅行行程通算の距離算定方法について)

第4 旅行行程の走行距離は、客観性、普遍性の観点から、地図検索サービス等(NAVITIME等)で算出した距離を採用する。

2 指定車使用申請・報告書(様式第2号)で使用者から報告される走行距離は、指定車使用の事実確認の有無及び旅行行程における大まかな走行距離の確認のために、参考資料として利用する。

附 則

この申し合わせは、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。